

# 手配旅行条件書

お申込みの際には必ず旅行条件書をご確認ください。

この旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

## 1. 手配旅行契約

- 1 手配旅行契約とは合同会社犬寅ベル23（以下、「当社」という）が、旅行者の委託により、旅行者のために代理、媒介又は取次をすることなどにより旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下、「旅行サービス」という）の提供を受けることができるように手配することを引き受ける契約をいいます。
- 2 当社は旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用（以下、「旅行費用」という）のほか、所定の旅行業務取扱料金（以下、「取扱料金」という）を申し受けます。
- 3 旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、当社旅行業約款手配旅行契約の部（以下、「当社約款」という）によります。
- 4 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了いたします。したがって、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合でも、当社がその義務を果たしたときには、所定の取扱い料金をお支払いいただきます。

## 2. 旅行のお申込み及び契約の成立時期

- 1 当社にて所定の申込書（以下、「申込書」という）に所定の事項を記入の上、申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金、取消料又は取消手数料その他お客様が当社に支払うべき金銭の一部として取り扱います。
- 2 旅行の契約は、当社が契約の締結を承諾し申込金を受理したときに成立するものとします。
- 3 本項2の規定にかかわらず、次の場合は申込金のお支払いを受けることなく、旅行契約は成立いたします。
  - (1) 申込金のお支払いを受けることなく手配旅行契約の締結を承諾する旨を記載した書面を交付した場合、当社が当該書面を交付した時点で契約は成立いたします。郵送の場合は当社が発信した時点、ファクシミリ、電子メールの場合はお客様に到達した時点で契約は成立するものとします。
  - (2) 団体・グループ契約において契約責任者に申込金のお支払いを受けることなく手配旅行契約の締結を承諾する旨を記載した書面を交付した場合、当社が当該書面を交付した時点で契約は成立するものとします。
  - (3) 旅行代金と引き換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面（eチケット、ホテルクーポン等を含む）をお渡しする場合、当社が口頭によりお申込みを承諾した時点で契約は成立するものとします。
- 4 申込金は、旅行代金の20%相当額以上から全額までとさせていただきます。ただし、PEX航空券、発券期限付き事前購入型割引航空券、海外発航空券など発券期限のある航空券の場合には、当社が指定する期日までに全額をお支払いいただきます。

- 5 お申込み及び申込書への記入において、氏名（スペル）はご旅行に使用されるパスポートの記載通りにお申込みください。

## 3. お申込み条件

- 1 お申込み時点で20歳未満の方は親権者の同意書が必要です。
- 2 旅行開始日時点で15歳未満の方は保護者の同行、成年の責任者の出発空港までの付添いや到着空港への出迎え等が必要となる場合があります。
- 3 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいがある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性がある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に旅行中に必要とされる措置の内容を具体的に申し出てください。当社は手配先の運送・宿泊機関等にその旨をお伝えします。
- 4 お客様が暴力団員、暴力団、暴力団関係企業・団体、その他反社会的勢力であると判明したときは、お申込みをお断りする場合があります。
- 5 お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- 6 お客様が、風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- 7 その他当社の業務上の都合により、お申込みをお断りする場合があります。

## 4. 旅行代金のお支払い

- 1 旅行代金とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料、その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の旅行業務取扱料金（変更手数料及び取消料金を除く）をいいます。
- 2 航空券代金とは運賃本体（平日・週末運賃・日本国内・海外アドオン運賃、途中降機運賃等の合算額等）、航空保険料等の合計を言います。なお、不可分陳、空港諸税、航空保険料は運賃本体と別途にご請求させていただきます。
- 3 旅行代金は請求書に記載した期日までにお支払いいただきます。旅行代金の支払期日は航空券の種類によって異なります。またピーク時期や混雑状況など航空会社の予約事情により当社に対し急遽発券依頼が入ることもあり、その場合には支払期日が早まります。

## 5. 空港諸税・燃油サーチャージ等のお支払い

- 1 航空券発券時に徴収となります空港諸税・燃油サーチャージ等は運賃本体には含まれておりません。旅行契約成立時点において確定した金額の日本円換算額を別途お支払いいただきます。なお、徴収額は、ご利用いただく航空券運賃の大人・子供種別に準じます。
- 2 日本円換算額は、旅行契約の成立時点で確定します。それ以降の

為替相場の変動による追加徴収、返金は致しません。

3 本項2の規定にかかわらず、発券時に、空港諸税・燃油サーチャージ等新設や増額、減額の場合には、本項2で確定した日本円換算額との差額（契約成立時と発券時の差額）を追加徴収、返金させていただきます。

4 燃油サーチャージの値上げを理由とした解除の場合は所定の取消料・取消手数料金を申し受けます。

## 6. 旅行代金の変更

1 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改定、為替相場の変動、その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。

2 当社は、旅行サービスを手配するために実際に要した旅行代金とお客様から旅行代金として収受した金額と合致しない場合は、速やかに旅行代金の精算をさせていただきます。

3 お客様が事前に利用航空会社の承諾を得ることなく片道のみ利用された場合（帰路便を放棄された場合）は、航空会社から片道普通運賃又は当該航空券の往復の公示運賃との差額を徴収される場合があります。その際は、お客様に差額をお支払いいただきます。

## 7. 旅行契約内容の変更

1 お客様が、旅行日程・旅行サービス等の旅行契約内容の変更を求めてきた場合、当社は可能な限りその求めに応じます。

2 お客様の求めにより契約内容を変更する場合、既に完了した手配を取り消すために運送・宿泊機関等に対して支払う取消料・違約料その他の手配変更に必要な費用は、お客様の負担とさせていただきます。

3 上記変更に必要な費用とは別に、変更手続きをすることの対価として当社所定の変更手数料金をお支払いいただきます。

※変更についての規定及び変更料・変更手数料については、お申込みの旅行サービス（航空券の種類等）により異なります。

## 8. 旅行契約の解除

1 お客様による任意解除

お客様は下記費用をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。ただし、契約の解除はお申込みいただいた営業所の営業時間内にお申し出ください。

(1) お客様が既に提供を受けた旅行サービスの費用

(2) お客様がいまだ提供を受けていない旅行サービスに係わる取消料・違約料として運送・宿泊機関等に対して既に支払い、これから支払う費用

(3) 当社所定の取消手数料

※取消についての規定及び取消料・取消手数料については、お申込みの旅行サービス（航空券の種類等）により異なります。

2 お客様の責めに帰すべき事由による解除

当社は、お客様が所定の期日までに旅行代金をお支払いされないときは旅行契約を解除することがあります。この場合、下記費用はお客様の負担とさせていただきます。

(1) お客様が既に提供を受けた旅行サービスの費用

(2) お客様がいまだ提供を受けていない旅行サービスに係わる取消

料・違約料として運送・宿泊機関等に対して既に支払い、これから支払う費用

(3) 当社所定の取消手数料

3 当社の責めに帰すべき事由による解除

当社の責任により旅行サービスの手配が不可能になったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金からお客様が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用を差し引いてお客様に払い戻しいたします。

## 9. 団体・グループ契約旅行代金の変更

1 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下、「契約責任者」という）を定めて申し込んだ旅行契約の締結については、本項の規定を適用します。

2 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下、「構成者」という）の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに関する取引は当該契約責任者との間で行います。

3 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出していただきます。

4 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

5 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後において、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

6 当社は、契約責任者から構成者変更のお申し出があった場合、可能な限りこれに応じますが、変更によって生じる旅行代金の増加及び変更に必要な費用は、お客様の負担とさせていただきます。

## 10. 当社の責任及び免責事項

1 当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。（損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。）

2 手荷物について生じた本項1の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して21日以内（国内旅行は14日以内）に当社に対して通知があった場合に限り、旅行者1名につき15万円を限度として賠償いたします。（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）

3 免責事項

当社はお客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の当社又は当社の手配代行者の関与しえない事由（以下に例示）損害を被ったとき、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

(1) 天災地変、戦乱、暴動、航空機の遅延・ストライキ等により出発便が取り消され、又は旅行日程が変更された場合

(2) 航空会社の過剰予約受付（オーバーブッキング）により予約を取り消され、又は登場を拒否された場合

(3) お客様のご出発（帰路便）の72時間前までに予約の再確認（リコンファーム）及び出発時間の確認を怠ったため予約を取消され、又は航空券が無効になった場合

(4) お客様が集合時間あるいはチェックイン時間に遅れ搭乗手続きができなかった場合、もしくは搭乗手続き後に予定便に搭乗できなかった場合

(5) お客様が航空券等の紛失又は盗難に遭った場合

(6) 旅券（パスポート）の残存有効期間の不足及び査証（ビザ）の不備のため、日本及び各国の出入国管理法により、搭乗、出入国ができない場合

(7) パスポート記載の名前と航空券記載の名前が違い搭乗を拒否された場合

(8) お客様のご都合又は乗り遅れにてご予約された予定便に搭乗されず、以降の予約が取り消され航空券が無効になった場合

(9) 食中毒

(10) 紛失又は盗難

(11) 自由行動中の事故

## 11. お客様の責任

1 お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

2 お客様は当社と旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様自身の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

3 お客様が事前に利用航空会社の承認を得ることなく片道のみ利用された場合（帰路便を放棄された場合）は、航空会社から片道普通航空運賃、又は当該航空券の往復の公示運賃との差額を徴収される場合があります。その際は、お客様に差額をお支払いいただきます。

## 12. お客様が出発までに実施する事項

1 ご旅行に要する旅券及び残存有効期限・査証・再入国許可及び各種証明書の取得及び出入国手続書類の作成等はおお客様ご自身の責任で行っていただきます。ただし、当社は所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続きの一部又は全部の代行を行います。この場合は、当社はおお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任は負いません。なお当社以外の業者に渡航手続きを依頼された場合は、渡航手続きの業務にかかわる契約の当事者は当該取扱業者となります。

2 渡航先の衛生状況については厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ <https://www.forth.go.jp/> でご確認ください。

3 渡航先（国又は地域）によっては外務省「海外安全情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合がありますので、外務省「海外安全ホームページ」<https://www.anzen.mofa.go.jp/>にてご確認ください。

## 13. 個人情報の取り扱い

1 当社は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関・土産物店等の手配のために必要な範囲内で利用させていただきます。その他、より良い旅行商品の開発や、旅行商品のご案内をお客様にお届けするためにお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

2 当社は、お申込みいただいた旅行の手配のために、お客様の氏名・住所・電話番号などの情報を必要な範囲内で、運送・宿泊機関・土産物店等及び手配代行者に対し提供いたします。お申込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものと

します。

3 当社は電話応答の品質向上とお問い合わせ内容確認のため、通話を録音する場合があります。

## 14. 「通信約款」を希望されるお客様との旅行条件

当社は当社が提携するクレジット会社のカード会員（以下、「会員」という）から会員の署名なくして旅行代金や取消料・取消手数料等のお支払いを受けること（以下、「通信契約」という）を条件に、旅行のお申込みを受ける場合があります。但し、当社が提携会社と無署名取り扱いの加盟店特約を締結していない場合や業務上の理由等で当該取り扱いができないこともあります。また、受託旅行者によってはお取り扱いできない場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と以下の点で異なります。

1 旅行契約は、電話によるお申込みの場合当社がお申込みを承諾した時に、その他の通信手段によるお申込みの場合は、当社が承諾する旨の通知がお客様に到着した時に成立するものとします。

2 通信契約における「カード利用日」とは会員及び当社が旅行代金等の支払い又は払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は「契約成立日」、後者の場合は「契約解除のお申し出があった日」となります。

3 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、第8項の取消料・取消手数料等を申し受けます。但し、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合にはこの限りではありません。

## 15. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2020年4月9日を基準としています。また、旅行代金は2020年4月9日以降に出発する旅行に適用される運賃として予定されている航空運賃・適用規則を基準としています。

この条件書に定めのない事項は当社旅行業約款（手配旅行契約の部）によります。当社旅行業約款をご覧ください。

## 16. その他

1 旅行代金の返金に関するご注意

当社では、お客様のご都合による取消の場合、及び返金が生じた場合、返金に伴う取扱手数料は、お客様のご負担とさせていただきます。また金融機関のお客様の口座への振込とさせていただきます。

2 航空会社のマイレージについて

航空会社のマイレージサービスについては、お客様と航空会社との会員プログラムにつき、サービスに関してのお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で航空会社と行っていただきます。またマイレージに関する責任は当社では負いかねます。

3 航空会社での無料受託手荷物について

航空会社の受託手荷物については、無料で預かれる手荷物の量に制限があります。制限を超えると、超過手荷物料金が必要です。方面及び航空会社ごとに異なりますので航空会社等にご確認ください。

4 お申込みのお名前について

お申込みのお名前はパスポートのスペル通りをお願いいたします。ご搭乗者氏名のスペルの訂正、大人・子供の種別、性別の修正、旅行者の交替は変更ではなく取消扱いとなり、取消料・取消手数料の対象となりますのでご注意ください。

5 搭乗手続きについて

航空機への搭乗手続きは余裕をもって行ってください。また h、予告なしに出発時刻が変更される場合がありますので、ご利用航空会社へ出発・搭乗手続き時刻等をご確認ください。

旅行企画・実施

登録番号 東京都知事登録旅行業第 2-7961

**合同会社犬寅ベル 23**

墨田区京島一丁目 8 番 8 号

050-5359-6381

総合旅行業務取扱管理者 鈴木 祥子